



空き地管理について


空き地は、その所有者が管理しなければなりません。
管理を怠ると雑草の繁茂や樹木が自生するなど
近隣の方々に不快感を与え、病害虫が発生する原因になります。また、
ごみの不法投棄、火災誘発場所ともなりかねません。

空き地所有者の皆さんへ

- 雑草は5月に入ると成長が始まり、梅雨の時期にその勢いが加速し、10月頃まで成長を続けます。このため年1回の除草では十分ではありません。
雑草の種類や成長に応じて、年2回以上の除草をお願いします。
- 空き地と離れてお住まいであるなど、ご自身で除草ができない場合は、
専門の業者などに除草を委託してください。
- 草陰にごみが投棄されることもあります。
これを放置すると、次々にごみが投棄され大量のごみが集積してしまいます。
不法投棄されたごみは、その所有者が管理責任として処分しなければなりません。
このため、空き地の定期的な見回り、不法投棄防止柵の設置など適正な管理を
心がけてください。

空き地でお困りのみなさんへ

- 金沢市環境政策課では、空き地に雑草等が繁茂し、管理不良となっている場合、
その所有者を調査し、除草等の適正な管理を指導しています。
相談等のお問い合わせは下記までご連絡ください。



身近な空き地の適正な管理ルールについて、
その所有者・管理者と町会などで話し合ってみませんか？

○金沢市環境保全条例【抜粋】

(空き地の適正な管理)

第67条 住居が集合する地域にある空き地の所有者、管理者又は占有者は、その所有し、管理し、又は占有する当該空き地が不良状態(雑草が繁茂し、又は廃棄物が投棄され、かつ、その状態が放置されているために、周辺的生活環境が著しく損なわれるような土地の状態をいう。)にならないように適正に管理しなければならない。

空き地管理に関するお問い合わせは～

金沢市環境政策課 電話:076-220-2508 FAX:076-260-7193

e-mail:kansei@city.kanazawa.lg.jp
